

役員・委員の選出免除について

- ◆PTA役員・委員における選出免除の権利を以下に定めるものとする。
- 1. 「免除」とは、役員・委員選出対象に含まれないこととする。ただし、立候補を妨げるものではない。
 - 2. 「経験した役員・委員」とは、任期を満了した場合のみとし、任期中中で退任した場合はいかなる理由・期間であっても無効とする。
 - 3. 学年及び学級全員が免除対象であった場合は、新たに選出を行うこととする。
 - 4. PTA事務局・地区三役・広報二役を経験した役員は、3の場合においても無期限に選出を免除されることとする。
ただし、立候補を妨げるものではない。
 - 5. 谷戸っ子サポーター(以下谷戸サポ)は、ボランティア制のため免除の記載はしない。

【 早見表 】

		免除になる役職				
		PTA事務局	地区三役	会計監査	運協委員 交通安全協力員 避難所運営協議会	地区委員
経験した役員・委員	PTA事務局	無期限			任期中のみ免除	無期限
	地区三役	無期限			任期中のみ免除	無期限
	会計監査	任期中のみ免除				無期限 ※ 上記項目の 「3」「4」に準ずる
	運協委員 (新4年生の保護者対象)	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ 無期限免除	任期中のみ免除	
	交通安全協力員 (新3年生の全保護者対象)	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ 無期限免除	任期中のみ免除	
	避難所運営協議会	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ 無期限免除	任期中のみ免除	
	R6年度までの学年委員	任期中のみ免除		対象児童の学年のみ 無期限免除	任期中のみ免除	
	R7年度からの学年委員	任期中のみ免除		完全立候補制のため免除なし		
	広報二役(休止中)	無期限			任期中のみ免除	無期限

選出委員(6年生)	対象児童が6年生であり末子、かつ役員・委員未経験の会員から選出する
谷戸サポ (全保護者対象)	ボランティア制のため免除なし

- ◇ 免除有効期間について ◇
- ・無期限免除 ➡任期満了後から無期限の免除。
 - ・任期中のみ免除 ➡任期満了後から免除なし。
 - ・対象児童の学年のみ無期限免除 ➡選出された対象児童の学年に限り、任期満了後から無期限の免除。
対象児童でない学年での選出においては免除なし。
- ◇ 役職の説明 ◇
- ・PTA事務局 ➡会長1名・副会長2名・会計2名・庶務3名
 - ・地区三役 ➡委員長1名・副委員長2名
 - ・学年委員 ➡各学年より原則3名から6名
人数が満たない場合は、学年主任と協議し、活動の有無を判断する
立候補者が出ない場合は、1年間活動休止とする
 - ・運協委員 ➡新4年生の保護者(3年生の3学期に選出する)
 - ・交通安全協力員 ➡新3年生の保護者(2年生の3学期に選出する) ※全保護者対象
 - ・選出委員 ➡6年生の保護者(PTA事務局の選出に係る活動のみ)
 - ・広報二役 ➡(令和2年度より休止中)広報委員長1名・副委員長1名